

平成19年 第4回定例会一般質問

○議長 横尾 武志君

今井議員の一般質問を許します。6番、今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

6番、今井でございます。通告書を提出しています件名、要旨を読み上げまして、私の第1回目の質問といたしたいと思います。

件名、随意契約について、要旨の1番目に、随意契約が可能な条件は、地方自治法上どのようになっているのかお尋ねいたしたいと思います。

2番目に、それでは、芦屋町ではその随意契約を行う場合の事務処理については、どのような基準で運営をされているのかを、2番目にお尋ねいたします。

3番目に、9月の一般質問の折に、ご発言、ご回答の中で当芦屋町のホストコンピューターはウェブ版ホストコンピューターを導入するとのお話がありましたが、後で私の方で契約関係調べてみましたら、この契約がなぜか随意契約になっておるということがわかりましたので、なぜこの契約が随意契約となった、至った経過についてお尋ねをいたしたいと思います。

件名の2点目といたしまして、芦屋町の観光行政についてお尋ねをいたします。

今後の芦屋町観光開発の中で、民間の経済力を使つての観光行政を今後予定されてるのかどうか、この辺についてお尋ねをいたしたいと思います。

これで、私の第1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。財政課長。

○財政課長 占部 義和君

私の方からは随意契約の1点目と2件目について、お答えさせていただきます。

まず、1点目の地方自治法上どのような場合に随意契約が可能かとお尋ねでございますが、これは、地方自治法第234条第2項におきまして、政令に定める場合に限り随意契約できるとこのように規定してあります。この法律を受けまして、地方自治法施行令第167条の2、第1項におきまして、第1号から9号までの要件が定めてあります。

まず、第1号では、一定金額以下の随意契約でございまして、売買、貸借、請負、その他の契約でその予定価格が政令で定める金額の範囲内で、地方公共団体の規則で定める額を超えないとき、というふうに規定しております。

具体的には、この政令を受けまして、芦屋町の財務規則で定めておりますが、この財務規則第96条の2、第1号に定めております。この内容につきましては、工事または製造の請負が

130万円、財産の買い入れが80万円、物件の買い入れが40万円、財産の売り払い及び物件の貸し付けが30万円、これら以外のものが50万円となっております。これらの金額につきましては、政令で定めてある上限額とすべて一致しております。つまり、これらの金額を超えないものであれば、その理由のいかんを問わず随意契約ができるというふうな規定でございます。

なお、これらの場合であっても、同じく財務規則第97条において、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならないということも定めてあります。

次に、これらの金額を超える場合であっても随意契約できる要件としまして、第2号から9号まで限定列挙してあります。条文のすべては読み上げませんが、要約して申し上げますと、第2号においては、契約の性質または目的が競争入札に適しないときと定めております。第3号は、特定の者と特定の契約をするとき。第4号は、一定の要件に該当するものが、新商品として生産する物品を町が購入するときということです。それから、第5号は、緊急の必要により競争入札できないとき。6号におきましては、競争入札に付することが不利と認められるとき。7号は、時価に比して著しく有利な価格で契約ができる見込みがあるとき。第8号では、競争入札しても入札者がいないとき、または、再度の入札で落札者がいないとき。第9号は、落札者が契約を締結しないときとなっております。

2点目の芦屋町での随意契約の事務処理についてでございますが、基本的には、1点目でご説明いたしました要件を備えている場合のみ、随意契約をいたしております。

工事関係を例にとりますと、公共工事における随意契約のガイドラインというものを定め、このガイドラインに沿った運用を行っております。例えば、金額による随意契約の場合でも、1社を特定した随契ではなく、予定価格が30万以上50万未満、この場合には2社以上から、50万以上130万以下の場合には3社以上を選定し、現場説明をした後、見積書を徴収し、最低金額を見積もった業者に決定した上、請書とか契約書、これを取り交わすなど、指名競争入札とほぼ同じ手続をとっております。また、このガイドラインには、金額以外の理由による随意契約ができる場合として施行令の2号から9号、この趣旨を受けまして、より具体的に要件を定めております。工事関係以外の場合には特にガイドラインとかいうものは持ち合わせておりませんが、所管課で、その随意契約しなければならない理由、それと、何条の何項に該当するという根拠条件を付した上、随意契約の伺いを起案しまして、決済権者の決済後、その案件が、契約管財係の方に回ってきますので、契約管財係の方で契約を締結いたしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

それでは3点目、今年度導入しておりますウェブ版のホストコンピューターについて、どうして随意契約なのかという、随契の理由について私の方からお答えさせていただきます。

このホストコンピューターにつきましては、従来使用しておりましたホストの大型コンピューターは汎用型でございまして、実はこれが18年10月でリース期間が切れております。したがって、このことがわかっておりましたので、17年度当時から次期機種について検討を重ねてまいっております。

選考を、まあ、進めていく視点といたしまして3点ございまして、1点目が、国が電子自治体を推進していくため、電算のオープン化を進めていると、今までの汎用の大型だけではなくて、そういうオープン化を進めていること。それと2点目で、大型コンピューターでは維持経費が非常に大きく、さらにソフトは開発ベンダーに依存することが大きいということでございます。これは、ソフト開発の価格面で、ある一定の業者に非常に大きく依存するということでございます。それから3点目、時代の変化でございました。当時は大型コンピューターが主流でございましたが、時代の変化で非常に小さいクライアントサーバーというようなものにかわっております。そういう需要の関係で、開発技術者で従来のシステムに精通した者が非常に少なくなっております。技術の伝承ができなくなってきたと。

したがって、これ以上大型コンピューターの発展性が少ないというような3点から、新システム、今回入れておりますウェブ版に移行していくとの方向性を担当課の方で判断いたしました。

この判断に基づきまして芦屋町の地域情報化推進審議会に4回ほど諮りまして、ある程度、こういう形でいこうということを決めさせていただいた次第でございます。

また、この移行につきましては、ただ単に、機種をかえるということではなくして、今、現在、芦屋町がいろいろな、例えば、税務、住民、そういう現行の業務が既にございます。で、この業務がスムーズに継続されていくということが必要不可欠でございます。そういった観点から、関係各課と調整をいたしまして、職員が、操作になじみました旧システム、アトムズと申しますが、ソフトは、これを踏襲したシステム、新しいシステムでございます。これは、アクロシティというものでございますが、これが最適であるとの判断をいたしました次第でございます。

また、この旧システムの資産でございます、いろんな蓄積したデータがございます。

実は、このデータを新しいシステムに円滑かつ安価で行う、このことが非常に重要であるというような判断をいたしまして、旧システムの業者からの導入が必要ではないかということになっております。仮に、もし、業者を変更するということになりますと、金額が倍程度かかると、というようなことを想定しております。

以上の2点から、先ほど申しましたように、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、

その性質、また、目的が競争入札に適しないもの、それと、6号の現に、これは契約が不利になるものということでございますが、これの解説を読みまして、この中に、現に契約履行中の工事、製造、または物品の買入れに直接関連する契約を、現に履行中の契約者以外の者に履行されることが不利であること、これは多分、いろんな電算業務にかかわるものだというふうに推測しておりますが、そういうような点を勘案いたしまして、随意契約とさせていただきますということになったものでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 北村 敬君

それでは、今後の芦屋町の観光の振興事業の中で、民間の経済力を使う予定ということのご質問にお答えさせていただきます。

現在までの、観光振興に関するソフト、ハード面の整備事業、これは一例としまして申し上げますが、マリンテラスやレジャープールの建設、海浜公園整備事業の推進におきまして、国、県の補助金や有利な起債等を活用しながら、議会とも相談し、整備してきた経緯がございます。

今後の観光主要施策といたしまして、後期基本計画の中で、魚見公園や、はまゆう群生地周辺、海浜公園等の整備充実、リニューアルを含めて、そういう図ることの方向性が示されておまして、その推進につきましては、行政、観光協会、商工会とも連携し、ご意見を伺いながら、具体的な計画案を策定していきたいと考えておるところでございます。

議員、ご指摘の民間のノウハウや資金力の活用につきましては、現在、町の財政状況を考えますと、大規模な投資的経費が見込めない中では、選択肢の一つであると私どもは考えております。

現に、民間の資本力でとやが進出されまして、町内外から多くの人でにぎわっていることは、ある意味、町の観光振興に大きく貢献していただいているのではないかと考えております。

以上のようなことから、現時点では、私ども、民間企業からのアプローチは、今のところございません。しかし、基本的に、町としても悪いことではないというふうに考えておまして、今後、予想され、そういうアプローチがあった場合の事業計画の内容にもよりますが、入り口の段階で拒否するようなスタンスをとらないように心がけてまいりたいと思っておるところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

どうも、ご回答ありがとうございました。

それでは、最初ですね、随意契約について、占部課長の方からご回答があった内容の中で、全体として、随意契約は常に避けるべきことであり、芦屋町としても自治法にのっとり、基準の金額を定めて業務を遂行されておると、同時に、もし随意契約をやる場合には、先ほど言われましたように、起案をして、決済権者の承認を得てからしかやらないと、そういう要件をきちんと備えているというご回答だったんですけども、その中で、実質ですね、随意契約はこの町の中で金額として、またはパーセンテージとして、どのような推移をとってるのか、その辺の統計をとって、下げようとかいうような、その辺の数値的なとらえは、されておられるのかどうか、1つ、ご質問いたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

はい。議員が期待されとるような集計はいたしておりません。

ただ、平成18年度の工事関係、工事と工事に関連する委託関係、これについては、これ、契約管財係が予定価格をつくるという観点から、50万以上の工事と委託でありますけれども、それについては集計を行っております。

で、まあ、ちょっと金額的なものは、ちょっと、集計しておりませんが、件数としての集計をいたしておりますので、ちょっとお知らせします。

平成18年度で、50万以上の工事、これについては、全部で74件契約を結んでおります。そのうち43件が指名競争入札です。残りの31件が随意契約であります。

で、この31件の随意契約のうち、いわゆる130万以下、これは、随契が当然許されとるわけですが、それが23件、全体から占めますと31%、それから、130万を超えて、いわゆる金額だけでは、随契は基本的にはできないんですけれども、先ほど申しました第2号から第9号までのいずれかに該当するということで、随意契約を結んだのが8件、11%ございます。それから、委託関係につきましては、全体で15件契約しております、指名競争入札が9件、随意契約が6件、この6件のうち、同じく130万未満、以下、ということで3件、全体の20%、それから、130万は超えたんですけども、2号から9号までの理由に該当するということで随契に契約したのが3件、これも20%、いうことです。これ、総トータルしますと、全体で89件の契約を結んだわけですが、指名競争入札が52件、随意契約が37件、この37件のうち130万以下のものが26件、29%です。それから、130万を超えて、何らかの理由があったものについては、11件、12%、このようになっております。工事関係以外の3点目の電算部分のこの辺については、ちょっと集計はいたしておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

ありがとうございました。昨今、随意契約については、いろんな新聞紙上でもにぎわしておりますけども、当芦屋町においてもですね、この金額、または件数においては、やはり、ある程度の数字をとらえて、どのように下げていくというような、もし、できれば目標値も定めながらですね、要件をきちんとして随意契約を進められることを望みます。

で、2点目にですけども、たまたま私が、広域という議会にも出ておりますけども、そこでは、通常は必要なノウハウを有する業者が市場に存在するときは、一般競争を行う、しかし、その要件を満たす業者がたまたま入札の届けの中に1社しかない場合には、公募という手続もとっておるんですけども、芦屋町については、この公募の内容については、どのように業務を進めておられるのか、ご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

いわゆる工事関係でいいますと、私どもの規則要綱の中で、予定価格が5億円を超える工事、今回の庁舎改修工事の本体工事の建築部門、これも、当然5億超えとったわけですが、これは、一般競争入札ということで、いわゆる公募してやっております。

で、なおかつ、5億円以上については、ジョイントベンチャーの方法を採用することができると、しなければならないではなくて、することができると、いうあわせた、そういう規定もあわせ持っております。

で、今回を例にとりますと、当初は、当然5億を超えるわけですので、ジョイントベンチャーによる一般競争入札ということで、公告、正式な公告、こう、こう、こういう条件で、一般競争入札に付しますよという、まあ、ジョイントベンチャーでしたら、親となる企業の資格は、こう、こう、こういうものです、子となり得る企業は、こうこう、こういう条件ですよということで、公募しました結果で、なおかつ、その公募の中に、入札、申し込み者、入札者が5社未満の場合には入札をやめるということもあわせて公告しておりまして、申し込みを締め切った段階で、5社の要件を満たしませんでした。したがって、第1回目のそういったJVによる一般競争入札の公告を取りやめ、今度は、JVの方を外して、単体による一般競争入札、いうことでやりました。で、これも、条件をつけた上、公告し、公告するということは、当然、町のホームページにも載せますし、契約管財係の方の窓口においでいただければ、発注予定ということでも、公告文

も閲覧することができます。

それから、いろんな業界紙がありますけども、そこはすごいアンテナ張っておられて、ほとんど毎日のように、そういう情報を仕入れに来られます。ま、そういったところにも、結果として、掲載され、関連する業者はそういうのを見た上で、よし、おれんとも申し込もうと、というようなことで申し込まれたんだと思います。

で、今回の建築の場合は、単体による申し込みが一番当初、ま、締切日までに、15社出そろっております。

それから、だから、公募という関連では、5億を超える一般競争入札について公募を行っていると、そういうことでございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

5億円以上については、芦屋町は公募ということですけども、私としては、やはり、大事な町民の税金を使って物事を買うということは、やはり、社会一般に公募するってことは、今後、必要だと思われまますので、この5億円をですね、下げるべきだと、私は思いますけど、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

はい、行革の中の集中改革プラン、これについての入札契約方法の見直しという項目挙げております。その中には、公募型云々という表現もしておりますけれども、当然、一般競争入札の拡大、現在5億円以上ということ、ま、額は、今、お答えするわけにはいきませんが、当然その引き下げであるとか、そういった拡大については、当然考えております。

それから、物品購入等々につきましては、5億を超えるような物品は、基本的にないかと思うんですが、そういった小さな工事とか、物品購入については、町内から調達できるものは、やはり、町内からというのを第一義的に考えておりまして、その分が町内では調達できない、あるいは、金額が相当程度高くなるから町外業者も交えるべきだと、そういうふうに判断すれば、そういった方法をとっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

それでは、この1番目のですね、今、お話しになりました随意契約についての1項目、2項目めについての回答ありがとうございました。

今、お話し、私もいたしました、ぜひですね、この随意契約の金額またはパーセンテージを下げてください、そして、もう既に公募についてもですね、条件を下げっていくっていうような、また町内業者も重要視しながらと、ま、いろいろ大変なところはありますけども、税金をきちんと明確に使うという観点からですね、この公募、随意契約を少なくするというに、ぜひですね、ご努力をお願いして、1項目めの1番と2番の質問を終わります。

で、1項目めの3番のですね、前回、私の一般質問で、いわゆるウェブ版のコンピューターをどうして急に入れたのかなってということが、非常に不思議に思いましたので、私自身、調べました。先ほどのご回答の中で、18年でリース切れなので、更新をせずに新しいものと、いうことで、更新する理由を3項目挙げられましたけども、まず、1つ目にお聞きしたいのは、リース切れの後ですね、リース更新はできないリース契約だったんですかね、それとも、リース契約はできるんだけど、やはり、新しいものがと、いうことだったんでしょうか、その辺をちょっと、1つ目にお聞きします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

お答えいたします。

もう既にですね、その、今使っておりました、汎用のコンピューターが、もう部品等々もうありませんと、いうようなことで、私どもとしては、本来ですと、18年にそのタイミングで切りかえたいと、いうことがございました。ただ、このコンピューターの切りかえと、実は、庁舎の改修工事とのタイミングがちょうど重なってしましまして、そういう形の中でですね、実は、18年の10月で切れておまして、今、再リースをしておるところでございます。で、現実的に、今年度に入りまして2度ほどコンピューターが線のところでダウンしまして、そういう状況もありましたので、これは、先ほどの部品もないというような状況の中からですね、これはもう当然、新システムにかかわることが必要だということで、判断して、今回の措置をお願いしたものでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

今の、18年のリース切れで、部品が調達できないという理由が出ました。

私は、部品っていうのは、現在、日本国内においては、PL法ということで、きちんとした法律があります。供給できないっていうことは、ちょっと信じがたいですね。たとえ、20年前のガスストーブでも、石油ストーブでも、何か支障があれば、交換するっていうのは、これはPL法の原則です。これは、コンピューターの中で、ソフトに関してはPL法が適用されないっていうことは、私も、よく存じ上げておりますけど、コンピューターそのものの部品、マイクロチップなんか壊れたときの供給っていうのは、PL法にのっとって、国が補償してるもんですから、今のご回答じゃ、ちょっと、PL法の観点からいうと、非常におかしなご回答だと思いますけども、まず、その点はどうでしょう。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

もちろん、再リースということだけではございません。当然、ある程度、一定期間切れましたので、部品はある程度調達されるかもわかりません。ただ、それだけの問題ではなくしてですね、今後、将来のことを考えまして、多分、どこの自治体も、そういった意味で今の大型から、先ほど言いましたように、いろんな3点の中で、技術開発者の問題とか、そういう形でかわっております。ただ、そういうことだけではなくして、もちろん、そういう部品の点は、担当の方から聞いた話でございますけれども、遅かれ早かれかわる時代が来ると、そういう総合的な判断をいたしまして、今度のウェブ版ということにさせていただきました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

確かに、ウェブ版にするという技術的なですね、3つの、国の電子オープン化とか、いろんなことについては別ですけども、先ほどから言いますように、部品が供給できないという業者からの説明があって、それをですね、いわゆる庁舎の中で、そうですかと、口頭で聞かれたと思う。

文書を発行されてるんですか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

文書で発行したかどうか確認してはおりませんが、多分、それは、口頭あたりで、現実的にはいろんな意味で、先ほど言いました大きなダウンすることではなく、通常の故障があったときの備品のやりとりの中でだんだんそういう状況になったという報告を受けております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

やはり、税金を使って物事買うわけですから、更新リースできないとすればですね、これは、きちんと書面をもって、届けられて、リースが解約される。

それから、先ほどの部品が古くなって壊れたりして、実際パソコン、いわゆるホストコンピューターがとまってるという状況のこともお聞きいたしましたけども、私が確認してる限りでは、ホストコンピューターがとまっても、その補償をきちんとする、補償契約というものがきちんとなされてると思うんですけど。この補償契約の中ではとまらないように、日曜日であろうが、土曜日だろうが、夜間だろうが、それだけの金を、何千万というお金を年間に払って、補償契約もしてるんで、実質、古くなっても、きちんとメンテナンス料払えば、できるという判断で、今のこのかえられる前の古い機械を導入されてると思うんですけど、その辺についてはいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

当然、ダウンは現実的にいたしました。しかし、当然、そういうメンテの担当者に連絡いたしまして、来ていただき、復旧はしております。ただ、常時、常駐ではございませんので、機械物でございます、当然、そういうことのないように、日々、保守はやっておりますが、たまたま、そういう事態が起こったと、しかしながら、ある一定の時間はかかりましたけれども、原因追求にかかって、復旧はいたしておりますので、それほど多くの住民の方に御迷惑はかけることのない中で処理はできたということでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

確かに、今、ご説明にありましたように、情報システムのホストコンピューター方式っていうのは、昭和53年から始まりまして、クライアントサーバー方式になり、そして、オープンでかつ安価なウェブ型ベース技術を持った情報を、ホストコンピューターにかわってきてるという技術情報は私もよく知っております。

しかし、今のお話の中でですね、リース切れだからとか部品が供給できないからと、その理由

ではないと思うんですね。

その辺はしっかりとですね、先ほどお話しになりました情報化審議会ですか、4回、審議されたというんですけどもね、ここをしっかりと審議すべきだと思うんです。

そして、いわゆる、今さっきからお話しになってるのは、パッケージ、実績のあるシステムを使いましょうと、迅速に業務の改善ができますよと、導入・運用の経費を抑制できますよってのは、これはパッケージ的な要素。

それから、2番目のオープンシステム、これは、システムの運用が安くなるからとか、事務効率化が上がるとか、新しく電子入札とかいう場合の電子システムできるからってことで、情報システムの改革の方向性っていうのは、確かに国からも出されておる。

国から出されておるその内容は、ことしの7月に出ております。総務省が19年3月に新電子自治体推進指針として出された後、7月にも、地方公共団体におけるITガバナンス強化ガイドということで、私も資料を取り寄せましたけど、非常に細かく自分たちのチェックをしていって、それで、本当にこの強化ができるかどうか、推進体制、予算、情報のセキュリティ、調達、管理のポイントを挙げて、これはどこにでも、今、手に入れられますので、ぜひ、見てですね、これを審議する中でですね、ぜひ、この情報化審議会の中で、で、今、これチェック表も載っております。そのチェック表にのっってですね、やはりやるべきだと、いうふうに思います。

同時に、福岡県は、その国の法を指針に基づいて、2006年10月にもう既にですね、電子自治体共通化技術標準ということで、福岡県が出しております。これは、縦割りのシステム開発による弊害、システムが複雑化して、大手ベンダー依存が強まったことによる弊害、俗人的、今さっき言いましたように、古い人しか、俗人的な能力に既存した情報化戦略の立案ということで、福岡県ではこのような問題の解決のために、福岡県電子自治体共通化技術標準でのも、物すごいボリュームの資料が出ております。国からも県からも、そのようにきちんとした、電子に対する方向性が出ておまして、先ほど、嵐課長がお話しになりましたように、国の電子オープン化、それから、ソフトのベンダー、時代の変化、ということからウェブ版に持ってきたということは、きちんとその辺は、情報化審議会で、4回の中で審議されたんでしょ、この資料。

お聞きします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

当然、そういう、いろんな経過の中で、メリット、デメリット、そういう状況は、一応お話をした中で、こういう方向性を決めさしていただいたということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

わかりました。それじゃ、情報化審議会の中で、それだけのものをきちんとされたということですけども、さらにですね、この辺についてはですね、きちんと精査されてですね、ほんとにこのウェブ版で、あ、済いません、ウェブ版については、私も同意見です。必要だと思います。ダウンサイジングって言って、いわゆる小さくなるし、いわゆるだれでも使える、どこのソフトも使えるってことで、今後の開発コストも下がる、その辺はよく存じ上げております。

それでは、芦屋町では、古いものを導入するのと、新しいものでは、コストダウンどれだけ図れたのか、お聞きいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

基本的に、旧のシステムと新しいシステムとではですね、単価的には、ほぼ同額でございます。旧来のシステムですと、ハードの経費が非常に高くなります。で、新システムでは、先ほど言いましたように、ダウンサイジングになりますので、機械的には安くなります。しかしながら、ソフトがそういう意味で高くなって、導入の時点では、ほぼ同額ということでございます。

ただ、若干違いますのは、新しいシステムですと、その保守の中にソフトのかかなりのプログラミングも入っております。今までの旧の大型ですと、例えば、税の法改正だとか、いろんな法改正があったときには、その都度、別途料金でプログラムをしていただくというような状況でございました。

それと、もう一つは、周辺機器につきましても、今までですと、大型ですと、周辺機器もほとんど縛りがかかって、この機種しかだめだというような状況でございます。今回、ウェブ版にかえますと、その辺の周辺機器は、ある一定、能力を要したと申しますか、そういうものになれば、機種選択がある程度、自由裁量がふえるということも、今後のそういうウェブにかえた一つの効率だというふうに考えております。

また、もう1つ、これは、システムだとか、ハードの問題ではございませんが、ウェブ版にかえることによって、情報電算の方の負荷が軽くなります。かわりに現課の裁量がふえてくると、そういう状況の中で、これは、導入がきちんといった折にはですね、情報電算係を1名減にいたしますので、その分の人権費も減ってくるというようなことでございます。

それともう1点、実際に、今回のハードとソフトを切りかえたことによりまして、後期高齢者のそういう電算システムがございます。それは旧システムと新システムとを比較した場合に、

1,400万程度のそういう削減効果ということで、今後、それは今から、推移を見ていただくこととなりますけども、当然、電算コストの引き下がりにつながるというふうに考えております。以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

そうですね、確かに、ウェブ版はですね、どれを導入しても、今後のランニングコスト下がる、これは、おっしゃるとおりだと思います。これについては、私も、いろんな情報を得る中で、必要なことだし、やるだけだというふうに、それはもう認識しております。

私がお尋ねしてるのは、コストは変わらなかったってわけですよ、イニシャルコストは。何もコストダウンできてない。ランニングコストはどこのウェブ版を入れたって下がるんですよ、今回のこれを入れただけで下がるっということじゃない。ただ、先ほどのご回答の中で、今まで使ってたから使いやすいということは1つ条件になる。それから、もう1つは、技術的に、古いコンピューターにある情報を新しいのに載せかえるのに、その情報が欲しいからと、これ1つだけの理由で随契ということで、よろしいですかね、そうしたら。どうでしょう。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

当然、今のシステムは、データが豊富でございます。これを全く新たな業者さんに、特にハードの前にデータ移行の作業がかなり費用が含まれております。これが、今の移行作業2年間で約3,100万円程度でございます。これが、他業主になれば、多分、倍程度というような話を聞いております。そういうようなことから含めまして、今回、それと、もう1つは、やっぱり、職員が、業務がかわっておりません。で、その業務を継続していくために、今の業者さんのソフトの継承版のウェブ版ということが、1つは先ほど言いましたように、庁舎の移転だとか、そういうことも、もろもろ含めまして、限られた時間の中で、最適であるとの判断からこういう形で随契をさしていただいたということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

今のご回答の中で、ちょっと確認したいんですけども、新しく今回随契をやって、新しいコンピューターを入れた費用以外に3,000何百万の費用が出てるってということですか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

データの移行作業で3,000万、これはもう既に18年度から先行してしますので、18年と、19年度、データ移行作業で、そういうものを行っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

その3,000万幾らってというのは、やはり旧ベンダー、いわゆる旧のシステムをやった人でなければできないから、高くなるからってことで、それも随契でやられたんですね。

以上、聞きます。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

おっしゃるとおりでございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

そして、今度新しくウェブ版のコンピューターを買う。これも、随契でやられたってことで、再確認いたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

そういうことでございます。随契でございます。同一業者でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

私のノウハウと知識の中では、確かに、先ほど言われました18年度から移行に行われる技術的なトラブルを防ぐために、例えば、難しい文字があったとします。その文字を新しいコンピューターにかえるときには、確かに、技術的に大変なんです。だから、新しい、知らない業者にやらせると、確かに倍ぐらいになるかもしれないってことで、18年度、19年度において、移

行のために。3,000何万を旧業者で随意契約をしたというのは、これは理論は通ってると思っています。

しかし、コンピューターは、機械、一般競争入札をして、安い物を仕入れて、技術的なその後の移行に対するものは旧業者にやっても、よろしいんじゃないかと思うんですね、その方が税金のむだ遣いにならない。今、言われてる視点の一つは、移行に係る、または、やってる、なれてる、だから、そういうソフトの部分は、その業者で私もいいと思う。だけど、ハードの機械部分は、一般競争入札公募するべきです。どこからでも買えます。安く買いましょよ、ってのが、私の意見ですけども、どうでしょう。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

ま、そういう、ハードですから、どこでも合うということはあるかと思えます。ただ、しかし、先ほど言いましたように、そういう移行作業があつて、なおかつそれになれ親しんだところの機械を使う方が私どもとしては、有効であるというふうに判断いたしまして、随契をお願いした次第です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

何度も言いますけども、機械になれ親しんだではなくて、機械はどこにでもある機械を持ってくるわけです。技術だけですから、そこは、明確な指針を持ってやらないと。機械自体は、高い。

ひとつ、後で、事例を調べてください。行橋市で、去年あたり同じことが起てます。行橋市は、技術のソフトの移行についてだけは、確かに随契でやっておりますけども、ウェブ版のコンピューターは、公募型入札でやってると私は聞いております。

芦屋町では、なぜ一般競争入札をしないのか。機械ですよ。車の100万買うの、私たちは、2社でも3社でもディーラー回りますよ。何千万という機械、ましてや旧機械からこそ、かわらないということのリースをしていく。税金のむだ遣いになると思えます。

ぜひ、この辺のものはですね、随意契約というものを減らすということと同時に、よく中身を理解して、高いものコストの支出になりますので、今後とも、努力を願いたいと同時に、今、導入されてるその契約の内容についても、ぜひ、再度ですね、見直しを行うという作業を行っていただきたい。

で、最後に、この契約の内容で、随意契約については、執行権者、そこの最高の権威の人がサインをして、その理由が明確であればというんですけども、その理由については、どういう、今

さっきは、2号と6号についてということだったんですけど、例えば、このコンピューターを随契した場合の、この理由については、実際、一般に公開されて、一般町民が申請して見れるように、理由はなってるんですかね。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 占部 義和君

工事関係の入札結果等々については、公開しております。ホームページ、それから、財政課備えつけの書類。しかし、こういった委託契約であるとか、物品購入であるとか、そういった、結果については、特に公開はいたしておりません。もし、どうしてもお知りになりたいということでは、情報公開条例にのっとって請求という道があるかとは思いますが。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

やはり、高額の金額をですね、支出するんですから、どうして、こういうものを一般競争入札しないかということについては、今後の課題として、行政の方ではぜひですね、公開していくという原則でやっていただきたいと。自治法で、今さっき言われましたように130万ほか50万までいろんな規定が決まって、随意契約がよくないというふうになっておりますので、今後ともご努力をなされるようお願いいたします。

それでは、2項目めの、観光行政について、先ほどご回答ありましたけども、私も、ご回答には非常に賛成しておるんですけども、なかなか、その芦屋町の行政っていうのは、今後、これは芦屋町以外もそうでしょう。金額、お金、出資するものがなくなるということなので、民間の活力をどのようにしなければいけないのかというふうなことでご質問したんですけど。

1つ、ご質問しますけども、芦屋町の、いわゆる海岸線、この辺の中でですね、今後、もう既に着手してるようなそういう民間活力の計画はあるんでしょうかね。具体的に、芦屋の海岸線でね、あるんでしょうか、ちょっとそこだけお聞きします。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 北村 敬君

はい。芦屋の海岸線の開発の件でございますが、管理者は福岡県でございますが、現在、その芦屋海岸全体の、どのように対策、それから、塩害関係どのような形で開発していけば一番ベターなのかということで、県の方で主体となって、里浜づくりワークショップという、このワー

クショップを現在、開いておるところでございます。私の方もオブザーバーとして出席をいたしまして、3件の芦屋海岸の今後の計画案ができ上がっております。

今後の作業としましては、このワークショップの中から、3つの案から、1つに絞り込んでいこうというようなことで、今後、また、ワークショップが順次開かれていくことになろうかと思っております。

そういったことで、計画案が絞り込まれましたら、また、議会にも、ご報告をさせていただきたいというふうには思っておるところでございます。

以上です。

○議員 6番 今井 保利君

以上で終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、今井議員の一般質問は終わりました。